

子どもの医療費助成の更なる拡充 ～子どもの通院に係る医療費助成を新たに高校生まで対象など～

尼崎市では、疾病等になった場合でも安心して暮らせるよう、保健の向上と福祉の増進につなげるとともに、子育て支援の充実を目的に子どもの医療費助成の更なる拡充を実施します。

拡充内容ですが、現行 15 歳到達後最初の 3 月末日（中学 3 年生）までを対象としていた通院に係る医療費助成を、18 歳到達後最初の 3 月末日（高校 3 年生）までの対象とします。

高校生は、これまで本制度の対象外でしたが、授業料や大学受験に向けた塾代に係る費用など、子育てに係る家計負担が大きくなる世帯であるため、その負担軽減を図るために実施します。

また、小学 1 年生から中学 3 年生までの通院の一部自己負担額 800 円（所得割額 23 万 5 千円以上）の対象者について、一部自己負担額を 400 円に軽減します。

1 拡充内容

	これまで			令和7年7月～		
	低所得者	所得割額 23万5千円未満	所得割額 23万5千円以上	低所得者	所得割額 23万5千円未満	所得割額 23万5千円以上
18歳(高校生)	対象外	対象外	対象外	自己負担なし	800円	800円
小学1年生～中学3年生	自己負担なし	400円	800円	自己負担なし	400円	<u>400円</u>
未就学児	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし

2 拡充時期

令和7年7月1日から

3 その他

新たに対象となる高校生の方には4月に申請書を郵送しており、期日までに提出された方は、福祉医療費助成の受給者証を一斉発送する6月下旬に郵送します。

(期日後に申請書を提出された方には6月下旬以降順次郵送します。)

以 上

子どもの医療費助成の更なる拡充について

子どもの医療費助成制度とは

子どもを育てる方たちが安心して生活できるよう、医療機関等で支払う医療保険の自己負担額の一部または全部を助成する制度である。

現在、兵庫県の福祉医療助成制度を基本として県の補助金を活用しつつ、本市独自の助成を上乗せしている。

本市のこれまでの取り組み

疾病等になった場合でも安心して暮らすことができるよう、保健の向上と福祉の増進につなげるとともに、子育て支援の充実を図るため、兵庫県内における他都市の状況も踏まえつつ、令和元年7月から段階的な拡充を実施してきた。

令和7年7月からの拡充

助成対象を18歳までに拡充するとともに、小学生と中学生の一部自己負担金を軽減し、“働くも子育ても応援するまちづくり”に向けた環境を整備する。



次ページで詳しく説明します

通院に係る拡充の変遷（令和元年7月～令和7年6月まで）

令和4・5年度と拡充し、**現行は未就学児まで無償、小中学生は一部自己負担金あり、高校生は助成対象外である。**

令和元年7月～令和4年6月まで					令和4年7月～令和5年6月まで					令和5年7月～令和7年6月まで				
所得区分		低所得者	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上	所得区分		低所得者	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上	所得区分		低所得者	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上
こども医療	高校生	対象外			高校生	対象外			高校生	対象外				
	中学生	自己負担 2割			中学生	自己負担 なし	自己負担 400円	自己負担 800円	中学生	自己負担 なし	自己負担 400円	自己負担 800円		
	小学4年生 ～ 小学6年生	対象外			小学4年生 ～ 小学6年生				自己負担 なし				自己負担 400円	自己負担 800円
小学1年生 ～ 小学3年生	自己負担 600円	自己負担 800円	小学1年生 ～ 小学3年生	自己負担 なし	自己負担 400円									
乳幼児等医療	1歳 ～ 就学前	自己負担 なし				1歳 ～ 就学前	自己負担 なし			1歳 ～ 就学前	自己負担 なし			
	0歳 ～ 1歳	自己負担 なし			0歳 ～ 1歳	自己負担 なし			0歳 ～ 1歳	自己負担 なし				
	1歳 ～ 就学前	自己負担 800円			1歳 ～ 就学前	自己負担 なし			1歳 ～ 就学前	自己負担 なし				
0歳 ～ 1歳	自己負担 なし			0歳 ～ 1歳	自己負担 なし			0歳 ～ 1歳	自己負担 なし					

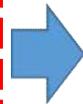
●自己負担額の軽減
●小学生から中学生は所得制限を撤廃

●未就学児を完全無償化

令和7年7月からの拡充内容

対象者を中学生までから**新たに高校生まで拡充**するとともに中学生までの**一部自己負担金800円を400円に軽減**する。

令和5年7月～令和7年6月まで			
所得区分	低所得者	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上
こども医療	高校生	対象外	
	中学生	自己負担 なし	自己負担 400円
	小学4年生 ～ 小学6年生		
乳幼児等医療	小学1年生 ～ 小学3年生	自己負担 なし	自己負担 800円
	1歳 ～ 就学前		
	0歳 ～ 1歳	自己負担 なし	



令和7年7月から			
所得区分	低所得者	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上
こども医療	高校生	自己負担 なし	自己負担 800円
	中学生	自己負担 なし	自己負担 400円
	小学4年生 ～ 小学6年生		
乳幼児等医療	小学1年生 ～ 小学3年生	自己負担 なし	自己負担 400円
	1歳 ～ 就学前		
	0歳 ～ 1歳	自己負担 なし	

授業料や大学受験に向けた塾代に係る費用など、子育てに係る家計負担が大きくなる世帯であるため、その負担軽減を図る。

子育てしやすい環境整備のため、小学生と中学生の一部自己負担金を軽減する。



(参考) 子どもの医療費助成内容の他市比較

中学生以下	低所得者	所得割額 23万円5千円 未満	所得割額 23万円5千円 以上
尼崎市	無償	400円	400円
神戸市	400円	400円	400円
西宮市	無償	無償	800円
芦屋市	無償	無償	800円
伊丹市	無償	無償	無償
宝塚市	無償	無償	無償
川西市	無償	無償	無償
三田市	無償	無償	無償
大阪市	500円	500円	500円

- 無償の自治体を除けば、自己負担額は一番低い
- 西宮市と芦屋市は0歳児のみ、神戸市は2歳児まで、尼崎市は未就学児まで所得に係わらず無償

高校生	低所得者	所得割額 23万円5千円 未満	所得割額 23万円5千円 以上
尼崎市	無償	800円	800円
神戸市	400円	400円	400円
西宮市	800円	800円	800円
芦屋市	800円	800円	800円
伊丹市	—	—	—
宝塚市	—	—	—
川西市	—	—	—
三田市	無償	無償	無償
大阪市	500円	500円	500円

- 低所得者が無償なのは尼崎市と三田市のみ
- 低所得者以外では、三田市・神戸市・大阪市に次いで
の助成内容

(※三田市はR7.10拡充予定の内容)